

税

申し出が必要です

家屋の取り壊しなど

税務課・☎2129

土地の固定資産税

額などが変わることがあります。次の場合は所在地と所有者

名を同課(本庁舎2階)に申し出てください。

▽家屋を取り壊したとき

▽店舗から住宅、工場から物置など、家屋の用途を変更したとき



注意してください

農地の埋め立て

税務課・☎2123

固定資産税は登記簿上の地目ではなく、1月1日の土地の現況と利用目的に基づき課税しています。次の場合は宅地並みの課税になります。

▽農地転用の届け出をしたり、許可を受けた

▽農地転用をせずに埋め立てたなど

税の申告にかかる

各種説明会

足利税務署・☎413153

青色・白色申告の書類作成方

法や消費税の申告書についての説明会を開催します。

日時・会場・対象

※11月29日のみ事前に電話で同税務署。

左表のとおり

対象	期日	時間	会場
青色申告者	事業所得者 (農業を除く)	11月29日(水)	午前10時～正午 葉鹿公民館
	および 不動産所得者	12月21日(木)	午前10時～正午 あしかがフラワーパークプラザ (市民プラザ)
	農業所得者	12月7日(木)	午前10時～正午 地場産センター
白色申告者	12月12日(火)	午前10時～正午	あしかがフラワーパークプラザ (市民プラザ)
消費税※	12月12日(火)	午後2時～4時	

※初めて消費税を申告する方。

※駐車場に限りがあります。近隣の方は車以外でご来場ください。

—皆さんの応援で、このまちを元気に—

ふるさと足利応援寄附金

地域創生課・☎2261

4年度寄附報告

1万3115件 2億2116万4173円

- 足利で生まれ育った方、大切な人との思い出の場所がある方、もっとまちを元気にしたいと思う方などから心温まる寄附をいただき、件数は過去最高となりました。

いただいた寄附金は、寄附者のご意向に沿って、次の目的などで使用しました。

- ▶ 市政全般 96,008,100円
生活路線バス運行等事業・福祉タクシーなど
- ▶ 子どもの輝く未来のため 44,918,187円
すこやか保育補助事業・こども医療助成費など
- ▶ 活力ある産業振興と観光誘客 12,405,000円
あがた駅南産業団地企業誘致優遇策事業など

- ▶ 健康・福祉施策の充実 14,816,436円
複合検診
- ▶ 文化・芸術・スポーツの振興 41,777,000円
あしかがフラワーパークプラザ(市民プラザ)改修・足利尊氏公マラソン大会補助など
- ▶ 快適で魅力ある住環境の整備 3,023,000円
通学路安全対策事業
- ▶ 災害対策と安全安心のまちづくり 4,166,000円
防犯カメラシステム設置費など
- ▶ いちご一会とちぎ国体・大会 851,000円
施設補修費
- ▶ 新型コロナウイルス感染症対策 3,199,450円
予防接種費

福祉

受け付けます！

介護慰労金

元気高齢課・☎2139

対象 10月

31日(基準

日)現在で

市内に住所

がある、介

護保険の要

介護3・4・

5と認定さ

れた65歳以上の同居の高齢者を、

在宅で6カ月(180日)以上継

続して介護している世帯

※その他の条件の詳細は同課に

お問い合わせください。



11月の市税納期

納税課・☎2124

▶国民健康保険税(5期)

納期限 11月30日(木)

納付書にバーコードが印刷されているものは、コンビニエンスストア、スマホ決済で納付ができます。

給付金額(年額)

▽4年11月1日から5年10月31

日までの1年間、継続して介

護をした世帯(入院、施設入

所、短期入所の日数の合計が

180日以内)≪10万円

▽4年11月1日から5年10月31

日までの1年間のうち6カ月

(180日)以上12カ月未満の

間、継続して介護した世帯(入

院、施設入所、短期入所を除

く在宅介護期間が180日以

上)≪5万円

給付方法 口座振込(2月末)

申請 11月1日(水)から30日(木)ま

でに申請書を同課(本庁舎1階

窓口18番)か各公民館(織姫・助

戸を除く)

※申請書は同課、各公民館(織

姫・助戸を除く)または市ホー

ムページで入手できます。

※郵送でも受け付けます。

大切に保管してください

国民年金の控除証明書

保険年金課・☎2148

国民年金保険料は、納付した金額が所得税・市民税の社会保険料控除の対象となります。

『控除証明書』が日本年金機構から郵送されます。年末調整、確定申告まで保管してください。

発送時期 11月上旬

対象 本年1月1日から10月2

日までに国民年金保険料を納付

した方

※10月3日から12月31日までの

納付分も控除の対象です。領収

証書を保管してください。

※配偶者などの家族の保険料も

納付している方は、その保険料

も併せて控除が受けられます。

詳しくは…

▽ねんきん加入者ダイヤル

☎0570・003・004

▽050で始まる電話からは

☎03・6630・2525

ご利用ください

ねんきんネットサービス

保険年金課・☎2148

パソコンやスマホから、ご自身の年金記録や年金受給見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。
利用方法 日本年金機構のホームページからログイン
※マイナンバーカードをお持ち

の方はマイナポータルからもログインできます。
詳しくは…

▽ねんきんネット専用ダイヤル

☎0570・058・555

▽050で始まる電話からは

☎03・6700・1144

11月は
ねんきん月間
いい 未来
11月30日は
年金の日



▲ねんきんネット



女性の人権ホットライン

☎0570・070・810

全国一斉強化週間 11月15日(水)▶21日(火)

午前8時30分～午後7時(土・日曜、祝日は午前10時～午後5時)

配偶者やパートナーからの暴力、職場におけるセクシュアルハラスメント、ストーカー行為などの電話相談に、人権擁護委員・法務局職員が応えます。

宇都宮地方法務局・栃木県人権擁護委員連合会